

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成24年 6月 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 名古屋市中村区竹橋29-8 氏 名 株式会社 奥村組 名古屋支店 支店長 伊藤 和芳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-451-1101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 奥村組 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中村区竹橋29-8
計画期間	平成24年 4月 1日 ~ 平成25年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高 126億円
③従業員数	165名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場 → 最終処分業者へ委託 ↓ 中間処理業者へ委託 (減量化・破碎・分別・再生利用) ↓ 販売・最終処分場

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工事着手にあたり、施工方針検討会・施工計画検討会を開催し、産業廃棄物抑制の観点から施工方法・使用資材等の検討を実施		
②計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・資材等の削減について、簡易梱包及び無梱包の採用により梱包材の削減を図る ・施工法の変更・新工法の開発により、廃棄物発生量の抑制を図る		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別計画に基づき、再生可能品目(金属くず、ダンボール、ロックウール、ALC板、石膏ボード)・建設リサイクル法で定められている特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について再資源化を促進する為分別の後、混合廃棄物としての搬出を削減している ・一般廃棄物(生ごみ、新聞等の事務所ごみ)との区分を徹底 ・週1度の一斉片付時に教育・指導の実施		
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化施設等への搬入には、適切な分別が要求されており、各現場において協力業者との密な打合せ及び教育等を徹底し、分別の促進を図る	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理内容を把握し処理業者と適正な委託契約を締結 ・ 処理業者の定期的なパトロールを実施し、適正に処理されているかを確認 ・ 特別管理産業廃棄物の適正な処理を確保 ・ 処理業者による協力業者の教育を実施 			

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の 要求事項を把握・順守する ・認定業者の把握及び処理委託の実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制



